



# 安城市おくやみハンドブック

～市役所で必要な手続きをお伝えするためのハンドブックです～

# 目次

1. 市役所内の手続きチェックリスト	P.2
2. 身近な人が亡くなった後の手続き等の流れ（目安）	P.4
3. 市役所内の手続き	
3-1. 戸籍・住民票関係の手続き	P.5
3-2. 介護保険に関する手続き	P.7
3-3. 障害福祉に関する手続き	P.9
3-4. 国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療費助成に関する手続き	P.13
3-5. 年金に関する手続き	P.16
3-6. 税金に関する手続き	P.21
3-7. 子育てに関する手続き	P.24
3-8. 水道に関する手続き	P.27
3-9. その他の手続き	P.28
4. 市民相談窓口のご案内（各種相談事業のご案内 北庁舎1階 相談室）	P.32
5. 市役所以外での主な手続き	P.33
6. その他（相続関係手続き・家系図・財産メモ）	P.35

## 「おくやみ窓口」（予約制）について

【ご利用時間】①午前9時～ ②午前10時～ ③午後1時30分～ ④午後3時～（土・日・祝日、年末年始を除く平日）  
※時間が前後する場合がございます。

### 【お電話でのご予約】

市民課おくやみ窓口(0566)71-2282へ、利用希望日の**3開庁日前までに**連絡ください。

予約受付時間は午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く平日）。

メールでの予約は表題に「おくやみ窓口の予約」と記載して、以下の項目を入力し送信してください。

- ・「亡くなられた方の住所、氏名、生年月日、亡くなられた年月日」
- ・「来庁される方の住所、氏名、亡くなられた方との続柄（間柄）、日中連絡を取ることでできる電話番号」
- ・「利用希望の月日と利用希望の時間（上記①、②、③、④）の、第1・第2・第3希望まで」を明記のうえ、利用希望日の3開庁日前までに「okuyami-mado@city.anjo.lg.jp」へ送信してください。なお、返信が翌開庁日となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・聴覚障害のある方は上記の内容を記載のうえFAXを送ってください。FAX(0556)74-6789

### 【予約が取れないときは・・・】

お休みの都合などで予約できない場合は、来庁時ご遺族の方に各課に出向いていただきます。ご遺族の負担を軽減するために、来庁時「おくやみ窓口」にお寄りいただければ、届出が必要な部署を確認しチェックシートをお渡しします。時間短縮にもなりますのでぜひ事前にお問い合わせください。

### 【ご利用にあたって】

- ・おくやみ窓口は、市役所本庁舎1階の正面玄関を入ったすぐ右手にあります。
- ・利用いただけるのは、亡くなられた方の住民登録が安城市の場合に限ります。
- ・手続きが一度で終わらない場合もあります。また内容によってはおくやみ窓口で行えない手続きもあります。

### 【持ち物】

- ・来庁される方の  
□印鑑（みとめ印）  
□本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・上記以外の故人、喪主、相続代表者等について必要となるものは、この冊子内の持ち物を参考にしてください。

# 1. 市役所内の手続きチェックリスト

亡くなられた方等についてのご確認		該当	ページ
住民	マイナンバーカード・通知カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P. 6
	印鑑登録証を持っている	<input type="checkbox"/>	P. 6
介護	65歳以上の方である	<input type="checkbox"/>	P. 7
	高額介護サービス費の支払いを受けている	<input type="checkbox"/>	P. 7
	高齢者福祉サービスを利用している	<input type="checkbox"/>	P. 8
障害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	P. 9
	自立支援医療費助成（育成医療、更生医療）の受給者証の交付を受けている	<input type="checkbox"/>	P. 9
	下記のいずれかを受給している ・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 ・安城市障害者扶助料・愛知県在宅重度障害者手当・特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/>	P.10
	心身障害者扶養共済制度の心身障害者である	<input type="checkbox"/>	P.10
	心身障害者扶養共済制度の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.11
	障害福祉サービスを受給している	<input type="checkbox"/>	P.11
	（事業主体は違うが市に窓口があるもの） NHK 受信料免除、有料道路料金割引を受けている	<input type="checkbox"/>	P.12
保険	国民健康保険の加入者である、または加入者がいる世帯の世帯主である	<input type="checkbox"/>	P.13
	後期高齢者医療保険の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.14
	福祉医療費助成の受給者である（子ども、母子父子、障害、精神、マル福、自立支援（精神通院）等）	<input type="checkbox"/>	P.15
年金	国民年金または厚生年金、共済年金の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.16
	国民年金の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.17
	厚生年金の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.19
税金	土地・家屋を所有している	<input type="checkbox"/>	P.21
	未登記の家屋を所有している	<input type="checkbox"/>	P.21
	相続を放棄した	<input type="checkbox"/>	P.21
	一定以上の所得がある（市民税・県民税・森林環境税の課税がある等）	<input type="checkbox"/>	P.22

亡くなられた方等についてのご確認		該当	ページ
税金	原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.23
	亡くなられた方名義の口座から振替している市税がある	<input type="checkbox"/>	P.23
子育て	児童手当の受給者である、または児童手当の受給対象児童である	<input type="checkbox"/>	P.24
	児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の受給者、またはその配偶者、あるいは受給対象児童である	<input type="checkbox"/>	P.25
水道	水道所有者である、または水道使用者である	<input type="checkbox"/>	P.27
	水道料金が亡くなられた方名義の口座から引き落としされている	<input type="checkbox"/>	P.27
その他	農地の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.28
	区画整理地区内に土地や家屋がある	<input type="checkbox"/>	P.28
	市営住宅、あるいは県営住宅の入居者である	<input type="checkbox"/>	P.29
	今までお住まいの家が空き家となる	<input type="checkbox"/>	P.30
	市営の霊園（お墓）を使用している	<input type="checkbox"/>	P.30
	犬を所有している	<input type="checkbox"/>	P.31
	図書館利用カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P.31
	町内会に加入している	<input type="checkbox"/>	P.31

## 2. 身近な人が亡くなった後の手続き等の流れ（目安）

	届出・手続	税金
3 カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届等</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続</li> <li>○公共料金等の手続 (33ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	
4 カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (35ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (35ページ参照)</li> </ul>
10 カ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (35ページ参照)</li> </ul>
1 年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

35  
ペ  
ー  
ジ  
参  
照

## 3. 市役所での手続き

### 3-1. 戸籍・住民票関係の手続き

#### (1) 死亡届(火葬が済んでいる場合は、届出済です)

手続き・必要なもの	届出人
死亡届出の際、火葬の場所と時間をお知らせください。 届出後、火葬許可証を交付します。	親族
<b>▼死亡届</b> □医師作成の死亡診断書または死体検案書 (死亡届書と一体になっている場合があります) ※死亡届には必ず死亡診断書(死体検案書)の原本を添付してください。なお、死亡診断書が各種手続き(銀行や生命保険等)で必要となる事がありますので、届出前にコピーをとっておくことをお勧めします。(死亡届の届出後はコピーを取ることができません)	<b>問合せ先</b> 市民課 届出係(本庁舎1階 2番窓口) ☎ 0566-71-2268
	<b>期限</b> 死亡を知った日を含めて7日以内 (国外で亡くなられた場合は3か月以内)

#### (2) 世帯主の場合

手続き・必要なもの	届出人
死亡届に新しい世帯主をご記入ください。死亡届により住民票の世帯主変更を行いますので、改めての手続きは不要です。	—
	<b>問合せ先</b> 市民課 届出係(本庁舎1階 2番窓口) ☎ 0566-71-2268
	<b>期限</b> —

### 戸籍の証明書の請求が便利になります

これまで、戸籍謄本等は本籍地の市区町村で取得する必要がありましたが、全国の市区町村の窓口において取得できるようになりました。詳しくは市ホームページをご確認ください。

<問合せ先>  
市民課 証明係(本庁舎1階 1番窓口)  
☎ 0566-71-2221



### (3) マイナンバーカード・通知カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
手続き及び返納の必要はありません。 亡くなられた方についての他の手続きでマイナンバー等が必要となることがあります。マイナンバーカード(通知カード)は、お手元に保管しておいてください。	—
	問合せ先
	市民課 届出係(本庁舎1階 2番窓口) ☎ 0566-71-2268
期限	
—	

### (4) 印鑑登録をしている場合

手続き・必要なもの	届出人
死亡届の提出による住民票の消除に合わせて、印鑑登録は自動的に抹消されます。市役所での手続きは必要ありませんので、印鑑登録証はハサミを入れて廃棄をお願いします。	—
	問合せ先
	市民課 証明係(本庁舎1階 1番窓口) ☎ 0566-71-2221
期限	
—	

### 死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行について

戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおむね以下の日数がかかります。

なお、戸籍の記載状況を電話等でお答えすることはできませんので、下記の日数を目安にしてください。

・本籍地で死亡届を出した場合→4営業日~7営業日

・本籍地以外で死亡届を出した場合→3週間程度

※大型連休や年末年始を挟む場合、これより日数がかかることがあります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のため、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。提出先に確認のうえお取り寄せください。

<問合せ先>

市民課 証明係(本庁舎1階 1番窓口)

☎ 0566-71-2221

## 3-2. 介護保険に関する手続き

### (1) 65歳以上の方(または2号被保険者で、介護サービス利用者)の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼介護保険被保険者証等の返却</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 * <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 * <input type="checkbox"/> 社会福祉法人利用者負担軽減確認証 * <input type="checkbox"/> 介護保険利用者負担額軽減受給者証 * *お持ちの方のみ	親族または代理人
<b>▼介護関係書類の送付先変更届</b> (亡くなられた方の住所以外に書類を送付希望の方)	
	問合せ先
	高齢福祉課 介護給付係 (北庁舎1階 47番窓口) ☎ 0566-71-2226
	期限
	—

### (2) 高額介護サービス費の支払いを受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼高額介護サービス費の振込先口座変更届</b> (口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。届出人と振込先口座の名義は必ず同一にしてください。) <input type="checkbox"/> 変更する振込先口座の通帳	相続人
	問合せ先
	高齢福祉課 介護給付係 (北庁舎1階 47番窓口) ☎ 0566-71-2226
	期限
	高額介護サービス費の支払い対象となる介護サービス利用月から2年

MEMO

---

---

---

---

---



### 3-3. 障害福祉に関する手続き

#### (1) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼手帳の返却</b> □亡くなられた方の手帳	親族または代理人
	問合せ先
	障害福祉課 障害福祉係 (北庁舎1階 38番窓口) ☎ 0566-71-2225 FAX 0566-74-6789
	期限
	速やかに

#### (2) 自立支援医療費助成(育成医療、更生医療)の受給者証の交付を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼受給者証の返却</b> □亡くなられた方の受給者証	親族または代理人
	問合せ先
	障害福祉課 障害給付係 (北庁舎1階 39番窓口) ☎ 0566-71-2259 FAX 0566-74-6789
	期限
	速やかに ※医療機関にて精算完了後、ご返還ください。

MEMO

---

---

---

---

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、安城市障害者扶助料、愛知県在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当のいずれかの手当を受給されている場合

手続き・必要なもの	届出人
<p><b>▼各種手当資格喪失届</b></p> <p><b>▼未支払手当請求</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳            (未支払いの手当がある場合、生計を同じくしていたご親族への支払い手続き)</p> <p><input type="checkbox"/> ご親族の振込先口座が確認できるもの(通帳等)</p> <p>※必要に応じて、生計を同じくしていたことが確認できる書類の提出をお願いすることがあります。</p>	<p>親族または代理人</p> <hr/> <p><b>問合せ先</b></p> <p>障害福祉課 障害福祉係            (北庁舎1階 38番窓口)  <b>☎ 0566-71-2225</b>  <b>FAX 0566-74-6789</b></p> <hr/> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに            ※ご親族あてに別途手当喪失通知をお送りします。</p>

(4) 心身障害者扶養共済制度の心身障害者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<p><b>▼弔慰金の給付申請</b>            (年金受給前に心身障害者が加入者より先に亡くなられた場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 加入者の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 心身障害者の消除された住民票(除票)</p> <p><input type="checkbox"/> 県心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書)</p> <p><input type="checkbox"/> 加入者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの</p> <p><b>▼心身障害者の死亡申請</b>            (年金受給中に心身障害者が亡くなられた場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 心身障害者の消除された住民票(除票)</p> <p><input type="checkbox"/> 愛知県心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書)</p>	<p>加入者または年金管理者</p> <hr/> <p><b>問合せ先</b></p> <p>障害福祉課 障害福祉係            (北庁舎1階 38番窓口)  <b>☎ 0566-71-2225</b>  <b>FAX 0566-74-6789</b></p> <hr/> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに            ※左記の他に書類の提出が必要となる場合がありますので、事前にお問合わせください。</p>



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## (5) 心身障害者扶養共済制度加入者の場合(心身障害者の保護者等)

手続き・必要なもの	届出人
<p><b>▼年金の給付申請</b></p> <p>加入から2年以降に亡くなられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書または死体検案書のコピー</li><li><input type="checkbox"/> 加入者の消除された住民票(除票)</li><li><input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票</li><li><input type="checkbox"/> 愛知県心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書)</li><li><input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの</li></ul> <p>加入から2年以内に亡くなられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 死亡証明書(愛知県扶養共済事務センター及び市に指定の様式があります。)</li><li><input type="checkbox"/> 加入者の消除された住民票(除票)</li><li><input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票</li><li><input type="checkbox"/> 愛知県心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書)</li><li><input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの</li></ul>	<p>心身障害者または年金管理者</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>障害福祉課 障害福祉係 (北庁舎1階 38番窓口) ☎ 0566-71-2225 FAX 0566-74-6789</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに ※加入から亡くなられるまでの期間によって必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。</p>

## (6) 障害福祉サービス等受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<p><b>▼障害福祉サービス受給者証等の返却ほか</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証</li><li><input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等の支給取消申請書</li></ul>	<p>どなたでも可</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>障害福祉課 障害給付係 (北庁舎1階 39番窓口) ☎ 0566-71-2259 FAX 0566-74-6789</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに</p>

(7) 事業主体は市ではないが、市に窓口があるもの  
 (NHK受信料免除、有料道路料金割引を受けている方の場合)

<p><b>手続き・必要なもの</b></p> <p>▼亡くなられた方が障害者手帳を持っていること等の理由でNHK受信料の免除を受けている場合、受信料免除事由消滅届の提出が必要です。</p>	<p><b>届出人</b></p> <p>どなたでも可</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>障害福祉課 障害福祉係            (北庁舎1階 38番窓口)            ☎ 0566-71-2225            FAX 0566-74-6789</p> <p>NHK名古屋放送局            視聴者リレーションセンター            ☎ 052-952-7268            FAX 052-952-7067</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに</p>
<p><b>手続き・必要なもの</b></p> <p>▼亡くなられた方が、有料道路のETC利用登録をしている場合、障害者割引ETC利用登録削除依頼書の提出が必要です。</p> <p>※対象の方の障害者手帳に、割引を示すシールが貼られ、割引期間終了期限が記載されています。</p>	<p><b>届出人</b></p> <p>どなたでも可</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>障害福祉課 障害福祉係            (北庁舎1階 38番窓口)            ☎ 0566-71-2225            FAX 0566-74-6789</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに</p>

### 3-4. 国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療費助成に関する手続き

#### (1) 国民健康保険葬祭費等に関する手続き

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
<p><b>▼国民健康保険葬祭費支給申請</b></p> <p><input type="checkbox"/>「葬儀代金の領収書」・「会葬案内・礼状」のいずれか1点 ※故人と喪主の氏名の記載があるもの</p> <p><input type="checkbox"/>喪主名義の口座番号等がわかるもの ※預金通帳など 亡くなられた方の被保険者証 ※ない場合は不要</p> <p><b>▼国民健康保険被保険者証の返却</b></p> <p><input type="checkbox"/>国民健康保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/>高齢受給者証 *</p> <p><input type="checkbox"/>限度額適用認定証 *</p> <p><input type="checkbox"/>特定疾病受給者証 *</p> <p>*お持ちの方のみ</p>	<p>親族または代理人</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>国保年金課 国保係 (本庁舎1階 9番窓口) ☎ 0566-71-2230</p> <p><b>期限</b></p> <p>申請期限は、葬儀を行った日の翌日から2年以内です。 ※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は市役所到着日が申請日になります。 ※申請してから支給までに約1~2ヶ月かかります。振込前に喪主の方宛てに「支給決定通知書」をお送りします。</p>

#### (2) 国民健康保険の世帯主の変更に関する手続き (世帯主が亡くなられた場合)

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
<p><b>▼国民健康保険証の差替え</b></p> <p><input type="checkbox"/>世帯員の国民健康保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/>世帯員の高齢受給者証 *</p> <p><input type="checkbox"/>世帯員の限度額適用認定証 *</p> <p><input type="checkbox"/>世帯員の特定疾病受給者証 *</p> <p><input type="checkbox"/>口座番号等がわかるもの、通帳印、預金通帳など *お持ちの方のみ</p> <p>※世帯主変更後の国民健康保険税の支払いについて口座振替を希望される場合は振替口座の通帳印が必要です。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p><input type="checkbox"/>世帯変更後の世帯員の方以外が差替え後の国民健康保険被保険者証等をお受け取りになる場合には、世帯変更後の世帯主からの委任状が必要になります。</p> <p><input type="checkbox"/>国民健康保険に関する書類の送付先を故人の住所地以外に希望される場合は送付先の変更について届出が必要になります。</p>	<p>世帯主変更後の世帯員の方</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>国保年金課 国保係 (本庁舎1階 9番窓口) ☎ 0566-71-2230</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに</p>

**(3) 後期高齢者医療葬祭費等に関する手続き  
(75歳以上及び一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上の方)**

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
<p><b>▼後期高齢者医療葬祭費支給申請</b></p> <p><input type="checkbox"/>「葬儀代金の領収書」・「会葬案内・礼状」のいずれか 1点</p> <p>※故人と喪主の氏名の記載があるもの</p> <p><input type="checkbox"/>喪主名義の口座番号等がわかるもの ※預金通帳など</p> <p><input type="checkbox"/>喪主の印(喪主名義以外の口座に振り込みを希望される場合は委任が必要になります。喪主のみとめ印をお持ちください。) ※朱肉を使用する印</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなられた方の被保険者証 ※ない場合は不要</p> <p><b>▼後期高齢者医療高額療養費支給申請</b></p> <p><input type="checkbox"/>相続人様の口座番号等がわかるもの ※預金通帳など</p> <p><b>▼送付先変更届</b></p> <p>亡くなられた翌々月に、加入期間に応じた、保険料額変更通知が届きます。被保険者の住所地に受取人がいない場合は、送付先変更の手続きをお願いします。</p> <p><b>▼認定証等の返却 ※お持ちの方のみ</b></p> <p><input type="checkbox"/>後期高齢者医療限度額適用認定証</p> <p><input type="checkbox"/>後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p><input type="checkbox"/>後期高齢者医療特定疾病療養受療証</p>	<p>親族</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>国保年金課 医療係 (本庁舎1階 8番窓口) ☎ 0566-71-2232</p> <p><b>期限</b></p> <p>申請期限は、葬儀を行った日の翌日から2年以内です。</p> <p>※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。</p> <p>※申請してから支給まで、約1~2ヶ月かかります。振込前に喪主宛てに「支給決定通知書」をお送りします。</p>

MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---



## 3-5. 年金に関する手続き

### (1) 年金受給中の場合(国民年金・厚生年金・共済年金)

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
<p>手続きの内容によって必要なもの、届出先が異なります。</p> <p><b>▼未支給年金の請求</b></p> <p>亡くなられた時にまだ受け取っていない年金、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金について、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書(なくても手続き可)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票</p> <p>※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一に関する申立書</p> <p>※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)</p> <p><b>▼死亡届</b></p> <p>未支給年金請求をすることができる遺族がない場合は死亡届が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書(なくても手続き可)</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー、除籍抄本、住民票(除票)のうちいずれか1通 ※亡くなられた方の個人番号が日本年金機構に収録されている方は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)</p>	<p><b>【未支給年金の請求者の順位と範囲】</b> 年金を受けていた方が亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p><b>【届出先】</b></p> <p>国民年金・厚生年金 お近くの年金事務所</p> <p>共済年金 所属の共済組合または年金事務所</p> <p><b>【問合せ先】</b> ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに (未支給年金の請求は5年で時効となりますのでご注意ください)</p>

※未支給年金の請求書は、おくやみ窓口にご予約でお越しの際にお渡ししています。



安城市



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## (2) 国民年金・厚生(共済)年金加入者の場合

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
<p><b>▼遺族基礎年金の請求</b></p> <p>国民年金加入中の被保険者や、被保険者であった方(保険料納付済期間や保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方)が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達した年度末まで(1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで)支給されます。</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金手帳(年金を受給している方は年金証書)(なくても手続き可)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本 (亡くなった方と請求者の続柄がわかる戸籍)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票</p> <p>※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p>※亡くなった方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書・課税(非課税)証明書</p> <p>※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)</p>	<p><b>▼遺族基礎年金</b></p> <p>「亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者」または「亡くなられた方に生計を維持されていた子」</p> <p>※子とは、18歳到達年度の末日までにある子または障害の状態にある20歳未満の子</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p><b>【届出先】</b></p> <p>国民年金・厚生年金 お近くの年金事務所</p> <p>共済年金 所属の共済組合または年金事務所</p> <p><b>【問合せ先】</b> ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに (遺族基礎年金の請求は5年で時効となりますのでご注意ください)</p>

### MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
<p><b>▼寡婦年金の請求</b></p> <p>第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間、支給されます。(死亡一時金との選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金手帳(なくても手続き可)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本 (亡くなった方と請求者の続柄がわかる戸籍)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票</p> <p>※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p>※亡くなった方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書・課税(非課税)証明書</p> <p>※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)</p>	<p><b>▼寡婦年金の請求</b></p> <p>亡くなられた方に生計を維持されていた妻</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p><b>【届出先】</b> お近くの年金事務所または亡くなられた方のお住まいだった市区町村</p> <p><b>【問合せ先】</b> ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに (寡婦年金の請求は5年で時効となりますのでご注意ください)</p>

MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
<p><b>▼死亡一時金の請求</b></p> <p>第1号被保険者として保険料納付期間が36月以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族が受けられる一時金です。</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金手帳（なくても手続き可）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本 （亡くなった方と請求者の続柄がわかる戸籍）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票</p> <p>※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p>※亡くなった方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書・課税（非課税）証明書</p> <p>※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの）</p>	<p><b>【死亡一時金請求者の順位と範囲】</b></p> <p>亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</p> <p>※先の順位の方が受けられる場合は、後の方は受けられません。</p> <p><b>届出先・問合せ先</b></p> <p><b>【届出先】</b> お近くの年金事務所または亡くなられた方のお住まいだった市区町村</p> <p><b>【問合せ先】</b> ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに （死亡一時金の請求は2年で時効となりますのでご注意ください）</p>

### (3) 厚生(共済)年金加入者の場合

手続き・必要なもの	問合せ先
<p><b>▼遺族厚生(共済)年金の請求</b></p> <p>厚生（共済）年金加入中の被保険者や被保険者であった方が亡くなったとき、その人に生計維持されていた遺族に遺族（共済）厚生年金が支給される場合があります。詳しくは年金事務所または所属の共済組合へご相談ください。</p>	<p><b>厚生年金</b></p> <p>お近くの年金事務所または ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p><b>共済年金</b></p> <p>所属の共済組合</p>



## 3-6. 税金に関する手続き

### (1) 土地・家屋を所有している場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼相続人代表者連絡票の提出</b> 亡くなられた方が土地・家屋を所有していた場合に、その固定資産に係る手続き書類の送付先・連絡先を指定する手続きです。 なお、相続人の方は、固定資産税に関する書類を受領する代表者を指定していただくために、「現所有者申告書」の届出が別途必要です。対象者には申告書を送付しますので、ご不明な点はお問い合わせください。	親族
	問合せ先
	資産税課（北庁舎2階 57・58番窓口） 家屋係 ☎ 0566-71-2215 土地係 ☎ 0566-71-2256
	期限
	速やかに

### (2) 未登記の家屋を所有している場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼未登記家屋の名義変更届の提出</b> 亡くなられた方が未登記の家屋を所有していた場合に、相続人の方々と協議のうえで、新所有者を届出していただく手続きです。対象者には届出書を送付しますので、ご不明な点はお問合せください。 なお、所有していた家屋が全て登記されている場合、市役所での手続きは不要です。法務局で名義変更の手続きをしてください。	相続人
	問合せ先
	資産税課 （北庁舎2階 57番窓口） 家屋係 ☎ 0566-71-2215
	期限
	相続等が確定後速やかに

### (3) 相続放棄をされた場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼相続放棄申述受理通知書の写し等の提出</b> 納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄し、相続人がいない場合は、その納税義務は承継されません。家庭裁判所（亡くなられた方の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所）が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。 なお、相続放棄の手続きについては、家庭裁判所にお問合せください。	相続人
	問合せ先
	資産税課（北庁舎2階 57・58番窓口） 家屋係 ☎ 0566-71-2215 土地係 ☎ 0566-71-2256
	期限
	速やかに

## (4) 亡くなられた方に一定以上の所得がある場合(市民税・県民税・森林環境税の課税がある等)

手続き・必要なもの	届出人
<p><b>▼市民税・県民税減免申請、森林環境税免除申請</b></p> <p>市民税・県民税・森林環境税(国税)は、賦課期日(1月1日)現在、安城市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。</p> <p>課税された市民税・県民税については、減免申請書が提出された時点において、納期限がまだ到来していないものに減免制度が適用されます。</p> <p>ただし、所得制限(前年の合計所得金額が500万円以下)や申請書の提出期限(納期限まで)があります。対象となる方は「市民税・県民税減免申請書」の提出をしていただく必要がありますのでご相談ください。</p> <p>なお、森林環境税は国税のため、市民税・県民税の減免と要件が異なります。災害により亡くなられた場合は免除の対象となる場合がありますのでご相談ください。</p> <p><b>▼相続人代表者指定届</b></p> <p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合に、市民税・県民税・森林環境税に係る通知書や納付書等の送付先・連絡先を指定する手続きです。</p> <p><input type="checkbox"/>申請者の印鑑(自署の場合は不要) 詳細は、市民税課市民税係までお問合せください。</p> <p>※所得税・相続税については、刈谷税務署 (☎0566-21-6211)へお問合せください。</p>	<p>親族</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>市民税課 市民税係 (北庁舎2階 50番窓口) ☎ 0566-71-2214</p> <p><b>期限</b></p> <p>各納期限前までに</p>

### MEMO

---

---

---

---

---

---

---

## (5) 所有している原動機付自転車・小型特殊自動車がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>名義変更または廃車の手続きをする場合</p> <p>故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車について、相続人等への名義変更または廃車を行う手続きです。</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書 ※お手元には不要</p> <p><input type="checkbox"/> ナンバープレート ※廃車する場合</p> <p>※次の車両を所有していた場合は、それぞれの取扱窓口で手続きしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 軽自動車 軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所 ☎ 050 - 3816 - 1772</li><li>・ バイク（軽2輪・小型2輪） 愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所 ☎ 050 - 5540 - 2047</li></ul>	<p>相続人</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>市民税課 軽自動車税係 （北庁舎2階 51番窓口） ☎ 0566-71-2213</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに ※毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税（種別割）が課税されるため、3月31日までに手続きを完了してください。</p>

## (6) 市税が口座引き落としになっている場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>市税の振替口座名義人が死亡した場合に振替口座の変更手続きが必要になります。</p> <p>詳細は、納税課までお問合せください。</p> <p>市税とは、 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割） 国民健康保険税（普通徴収）です。</p>	<p>親族、相続人</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>納税課 管理係 （北庁舎2階 60番窓口） ☎ 0566-71-2216</p> <p><b>期限</b></p> <p>速やかに</p>

### MEMO

---

---

---

---

## 3-7. 子育てに関する手続き

### (1) ひとり親世帯となった場合

父または母が亡くなったことにより、ひとり親世帯となった場合、または対象児童と同居し、その児童を養育することとなった場合は、ひとり親手当(児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当)・母子父子家庭医療を受けることができます。ただし、世帯の所得や年金受給状況等により、該当にならない場合があります。

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼ひとり親手当の申請</b> <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど) <input type="checkbox"/> 申請者と対象児童の戸籍謄本(発行から1か月以内) ※死亡日の記載されている戸籍謄本です。 <input type="checkbox"/> 申請者と対象児童のマイナンバーカード(通知カード) <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座が分かるもの (通帳やキャッシュカードの写しなど) <input type="checkbox"/> 申請者と対象児童の健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金証書等、年金額が分かるもの(年金受給中の場合)	申請者本人
	問合せ先
	<b>【ひとり親手当】</b> 子育て支援課 子育て支援係 (本庁舎1階 4番窓口) ☎ 0566-71-2229
	期限
	速やかに

### (2) 児童手当受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼児童手当受給者変更の申請</b> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど) <input type="checkbox"/> 児童(手当対象児童のうち年長者)と申請者名義の振込先口座が分かるもの (通帳やキャッシュカードの写しなど) <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 申請者の健康保険証	配偶者または児童の養育者
	問合せ先
	子育て支援課 子育て支援係 (本庁舎1階 3番窓口) ☎ 0566-71-2227
	期限
	死亡した翌日から15日以内

### (3) 児童手当の対象児童の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼児童手当消滅・減額の申請</b> <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）	受給者または配偶者
	問合せ先
	子育て支援課 子育て支援係 (本庁舎1階 3番窓口) ☎ 0566-71-2227
	期限
	速やかに

### (4) 児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼亡くなられたときに、まだ受け取っていない手当について、対象児童が受け取ることができます。</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 手当対象児童のうち、年齢が一番高い児童名義の振込先口座が分かるもの（通帳やキャッシュカードの写しなど） <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）	親族または児童の養育者
	問合せ先
	子育て支援課 子育て支援係 (本庁舎1階 4番窓口) ☎ 0566-71-2229
	期限
	死亡した翌日から14日以内

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

(5) 児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の受給者の配偶者や扶養義務者の場合

手続き・必要なもの	届出人
手続きが必要になる場合があります。直接お問合せください。	受給者
	問合せ先
	子育て支援課 子育て支援係 (本庁舎1階 4番窓口) ☎ 0566-71-2229
	期限
	速やかに

(6) 児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の対象児童の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼ひとり親手当資格喪失届・額改定届</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 (該当者のみ) <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)	受給者
	問合せ先
	子育て支援課 子育て支援係 (本庁舎1階 4番窓口) ☎ 0566-71-2229
	期限
	速やかに

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

### 3-8. 水道に関する手続き

手続き・必要なもの	届出人
<p>亡くなられた方が給水装置所有者及び使用者の場合 (水道を引き続きご利用になる場合は変更届、中止する場合は中止届を提出してください。)</p> <p>▼給水装置所有者(使用者)変更届 <input type="checkbox"/>新所有者の印鑑(新所有者本人以外が申請する場合)</p> <p>▼安城市水道料金等口座振替依頼書 <input type="checkbox"/>通帳、通帳印</p> <p>▼水道使用中止届</p> <p>給水装置所有者が亡くなられた場合</p> <p>▼給水装置所有者(使用者)変更届 <input type="checkbox"/>新所有者の印鑑(新所有者本人以外が申請する場合)</p> <p>水道使用者が亡くなられた場合 (水道を引き続きご利用になる場合は変更届、中止する場合は中止届を提出してください。)</p> <p>▼水道使用者変更届</p> <p>▼水道使用中止届</p> <p>▼安城市水道料金等口座振替依頼書(口座振替をご希望の方) <input type="checkbox"/>通帳、通帳印</p> <p>水道料金引落口座の名義人が亡くなられた場合</p> <p>▼安城市水道料金等口座振替依頼書 <input type="checkbox"/>通帳、通帳印</p>	<p>どなたでも</p> <p>問合せ先 水道業務課 水道お客様窓口 (西庁舎1階) ☎ 0566-71-2249</p> <p>期限 速やかに</p>

MEMO

---

---

---

---

---

## 3-9. その他の手続き

### (1) 所有する農地がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼農地法第3条の3第1項の規定による届出書</b> 相続により農地の権利を取得される方は相続登記完了後に農業委員会への届出が必要です。 <input type="checkbox"/> 法務局発行の全部記載事項証明書（権利移転後のもの）の写し	相続人
	問合せ先
	農務課 農地係 (北庁舎3階 68番窓口) ☎ 0566-71-2234
期限	
	権利の取得後おおむね10ヶ月以内
手続き・必要なもの	届出人
<b>▼安城土地改良区費についての届出</b> 相続により農地の権利を取得される方は、安城土地改良区費についての手続きがありますので、窓口までお越しください。	相続人
	問合せ先
	安城土地改良区 (農務課土地改良事業室内) ☎ 0566-71-2236 (北庁舎3階 71番窓口)
期限	
	速やかに

### (2) 安城桜井駅周辺特定土地区画整理地区に土地がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼所有権移転届</b> 亡くなられた方が所有の土地が安城桜井駅周辺特定土地区画整理地区内にある場合（保留地含む）は、所有権移転届をご提出ください。併せて、所有権移転が分かる書類もご提出ください。（遺産分割協議書、登記事項証明書など）	相続人・親族の方など
	問合せ先
	区画整理課 桜井・三河安城係 (本庁舎4階 90番窓口) ☎ 0566-71-2261
期限	
	速やかに

### (3) 安城南明治第一土地区画整理地区(花ノ木町・末広町)に土地がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼所有権移転届</b> 亡くなられた方が所有の土地が花ノ木町・末広町内にある場合は、相続登記完了後、所有権移転届及び所有権移転後の登記事項証明書を区画整理課に提出してください。 詳細は区画整理課にお問い合わせください。	相続人・親族の方など
	問合せ先
	区画整理課 換地係 (北庁舎4階 92番窓口) ☎ 0566-71-3751
	期限
	相続登記完了後、速やかに

### (4) 市営住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>市営住宅</b> 単身の方が亡くなられた場合	親族等
<b>▼返還届(親族等による代理返還となります)</b>	
同居の親族がいる場合	
<b>▼名義人が亡くなられた場合は、名義変更の手続き(事前に問合せをして、必要書類を確認のこと)</b>	
<b>▼同居人が亡くなられた場合は、異動届</b>	
	問合せ先
	建築課 市営住宅係 (北庁舎3階 65番窓口) ☎ 0566-71-2240
	期限
	速やかに

### (5) 県営住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
三河住宅管理事務所 知立支所にお問い合わせください。	親族等
	問合せ先
	三河住宅管理事務所 知立支所 ☎ 0566-84-5677
	期限
	速やかに

## (6) 今までお住まいの家が空き家になる場合

手続き・必要なもの	届出人
戸建てで、敷地内に住んでいる方がなくなった場合 <b>▼空き家の管理等に関する届出書</b> ※空き家に異常があったときに、登録の方に連絡します。	相続人・親族の方など
マンション・アパート等の場合 <b>▼手続きは不要です。</b>	<b>問合せ先</b> 建築課 建築指導係 (北庁舎3階 67番窓口) ☎ 0566-71-2241
	<b>期限</b> 速やかに

## (7) 市営霊園の使用者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼墓所使用承継申請書</b> ご遺族で、墓所の管理をする方を届け出てください。 <input type="checkbox"/> 墓所使用許可書 <input type="checkbox"/> 新旧使用者の続柄が分かる書類（火葬許可証または戸籍） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（市外の方のみ）	墓所を引き継ぐ方
<b>▼墓所埋蔵届</b> 市営霊園の墓所に納骨する場合に届け出てください。 <input type="checkbox"/> 納骨する方の火葬許可証	<b>問合せ先</b> 環境都市推進課 環境衛生係 (北庁舎2階 53番窓口) ☎ 0566-71-2206
	<b>期限</b> <b>▼墓所使用承継申請書</b> ：速やかに <b>▼墓所埋蔵届</b> ：納骨日までに

MEMO

---

---

---

---

---

## (8) 犬の所有者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼犬の登録事項変更届</b> 故人が飼っていた犬の新しい飼い主を届け出てください。 <input type="checkbox"/> 犬の登録鑑札 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射済票 ※犬が市外に異動する場合は、異動先の市区町村にお問い合わせください。	飼い犬の新しい飼い主
	問合せ先
	環境都市推進課 環境衛生係 (北庁舎2階 53番窓口) ☎ 0566-71-2206
	期限
	死亡した翌日から30日以内

## (9) 図書館利用者カードをお持ちの場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>【手続き】</b> お知らせいただくか、利用者カードをお返してください。	親族
<b>【必要なもの】</b> <input type="checkbox"/> 図書館利用者カード	
	問合せ先
	アンフォーレ課 図書サービス係 (安城市図書情報館) ☎ 0566-76-6111
	期限
	—

## (10) 町内会に加入している方の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼町内会・自治会 会員異動届出</b> 町内会・自治会に加入していた方が死亡した場合に必要な手続きです。届出の用紙は市役所市民課窓口でもお渡しています。 <input type="checkbox"/> 会員異動届出書	親族
	問合せ先
	市民協働課 地域振興係 (本庁舎3階 33番窓口) ☎ 0566-71-2218
	期限
	速やかに

## 4. 市役所相談窓口のご案内【相談等に関する各種専門相談のご案内】

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合が多くあります。相談室では、相続に関する法律、登記など様々な問題についてのご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密厳守です。

なお、ご相談できる方は、市内在住、在勤、在学の方になります。また、相談開催日時と受付定員はあらかじめ決まっていますので、お電話等で必ずお確かめください。

専門相談	問合せ先・予約方法
<ul style="list-style-type: none"><li>▼弁護士による法律相談</li><li>▼司法書士による法律相談</li><li>▼相続登記測量相談</li><li>▼行政書士による相続・遺言・契約等書類作成相談</li></ul>	<p>市民安全課 市民相談（北庁舎1階 相談室） ☎ 0566-71-2222</p> <p>※事前に電話での予約が必要になります 予約受付→毎月20日（20日が土日祝日のときは翌開庁日）午前9時から翌月分の予約を受け付けます。</p>

### MEMO

## 5. 市役所以外での主な手続き

確認	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	遺産分割調停 等	名古屋家庭裁判所岡崎支部 庶務課 ☎ 0564 - 51 - 8972
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	
<input type="checkbox"/>	不動産登記	名古屋法務局刈谷支局 ☎ 0566 - 21 - 0086
<input type="checkbox"/>	相続税申告、確定申告	刈谷税務署 ☎ 0566 - 21 - 6211
<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証、古物商許可	安城警察署 ☎ 0566 - 76 - 0110
<input type="checkbox"/>	普通自動車税	西三河県税事務所（西三河総合庁舎内） ☎ 0564 - 27 - 2712
<input type="checkbox"/>	普通自動車・二輪車（125cc 超）の 名義変更	中部運輸局愛知運輸支局西三河自動車検査登録 事務所 ☎ 050 - 5540 - 2047（豊田市）
<input type="checkbox"/>	軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所 ☎ 050 - 3816 - 1772（豊田市）
<input type="checkbox"/>	社会保険・共済・厚生年金 他	勤務先へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	国民年金	日本年金機構刈谷年金事務所 ☎ 0566 - 21 - 2110
<input type="checkbox"/>	生命保険・個人年金 等	加入していた生命保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	企業年金 等	各企業年金基金等または企業年金連合会
<input type="checkbox"/>	遺族補償年金（給付）等	労働災害によって亡くなられた方のご遺族の方 受給資格等については以下にご確認ください。 刈谷労働基準監督署 ☎ 0566 - 21 - 4885
<input type="checkbox"/>	預貯金口座 等	各金融機関
<input type="checkbox"/>	株式 等	各証券会社
<input type="checkbox"/>	国債	償還金支払い場所または証券保管証書に記載の 郵便局
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	各契約会社
<input type="checkbox"/>	固定電話・携帯電話	
<input type="checkbox"/>	インターネット、新聞	

確認	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	各契約会社
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金 等	
<input type="checkbox"/>	NHK 受信料	☎ 0570 - 077 - 077
<input type="checkbox"/>	各種免許について	返還が必要な場合がありますので、それぞれにご確認ください。
<input type="checkbox"/>	葬祭費・埋葬料・埋葬費	加入されている健康保険協会、組合でご確認ください。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



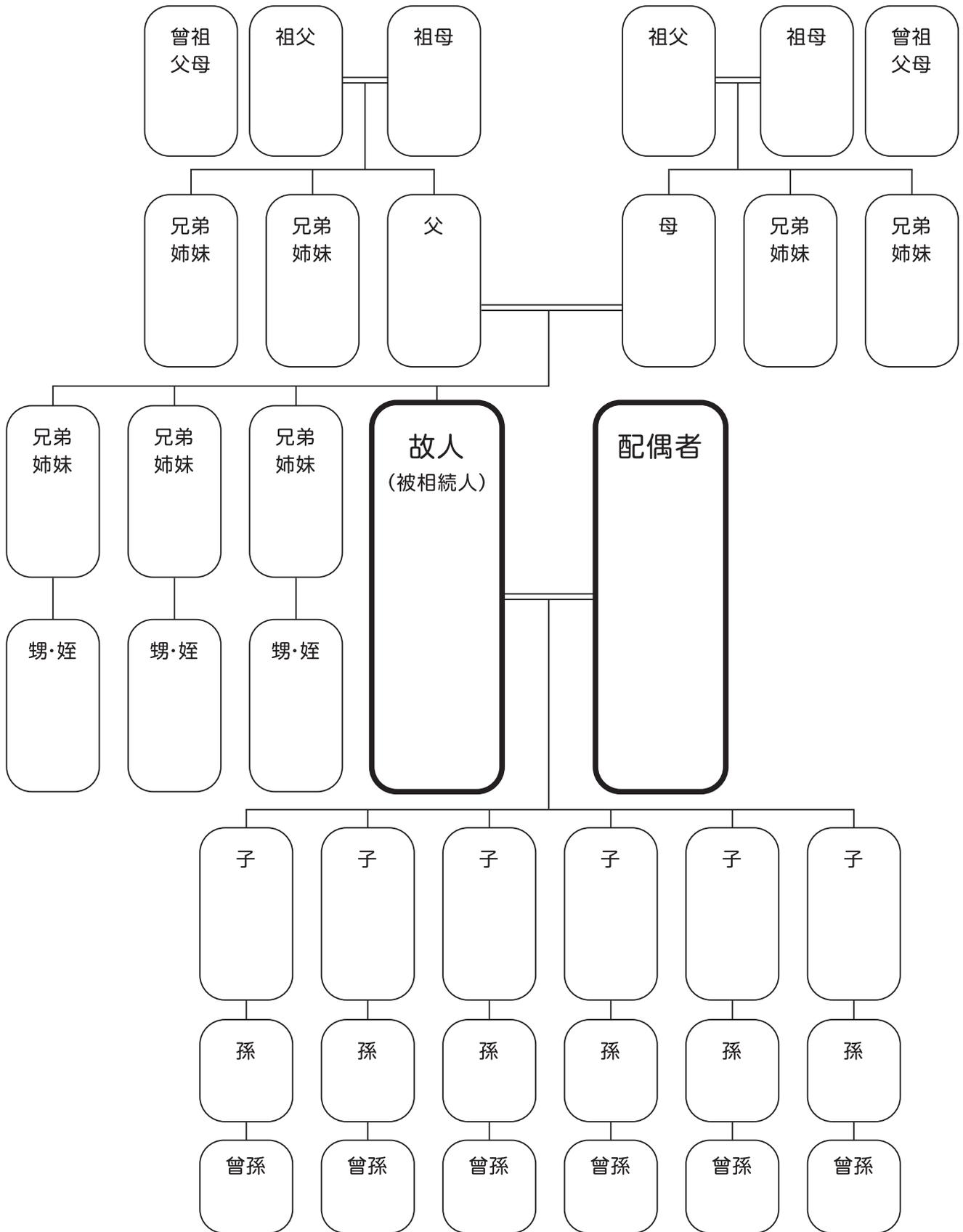
安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## 6. その他（相続関係手続き・家系図・財産メモ）

### 相続に関する手続き ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や法務局等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円 ＋600万円×法定相続人の数

## ■ 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) を御覧ください。



法務局のHP

## ■ 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				





## ご遺族の方へ

---

このたびのご親族のご逝去を悼み、心からお悔やみ申し上げます。  
安城市ではご遺族の方が届出をされる市役所関係の手続きを、一つの窓口で行うことができる「おくやみ窓口」を設置しています。窓口のご利用にあわせ、市役所関係を含めた、一般的な手続きのハンドブックを作成しましたので、ぜひお手にとってご覧ください。  
多岐にわたる届出ですが、この冊子をご遺族やご親族の皆様のお役に立てることを心より願っております。

安 城 市 長



発	行	安城市
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発行年		2024年4月作成